

佐久大学

改善報告書

令和5年7月28日

1. 大学名：佐久大学

2. 認証評価実施年度：令和2年度

3. 「改善を要する点」の内容

基準項目：4-1

学生の退学、停学及び訓告の処分の手続きについて、学校教育法施行規則第26条に基づき、学長によって適切に定められていないため、改善を要する。

4. 改善状況及び結果

基準項目4-1について

学則第40条に規定する学生の退学、停学及び訓告の処分に関する手続きについて、「佐久大学学生懲戒規程」に定め、2022年度以降の学生便覧に掲載し、学生に周知を行った。

5. エビデンス（根拠資料）一覧

基準項目4-1の資料

- ・佐久大学学生懲戒規程（令和4年4月1日施行）
- ・2021年度 第7回佐久大学看護学部・人間福祉学部 合同教授会 議事概要（抄本）
- ・2021年度 第8回佐久大学看護学部・人間福祉学部 合同教授会 議事概要（抄本）
- ・2022年度 佐久大学学生便覧（抜粋）

佐久大学

改善報告書

令和5年7月28日

1. 大学名：佐久大学

2. 認証評価実施年度：令和2年度

3. 「改善を要する点」の内容

基準項目：5-2

学則の改廃に関する手続きについて、学則第58条に基づく理事会での審議を経ず、文部科学省への届出を行っていないため、改善が必要である。

4. 改善状況及び結果

基準項目5-2について

学則改廃に関する手続きについては、学則上、教授会の意見を聴取した上で、理事会の承認を得なければならないと定めており、認証評価における改善指摘以降は規定を遵守している。また、文部科学省に対しても遅滞なく届け出を行っている。

5. エビデンス（根拠資料）一覧

基準項目5-2の資料

- ・2021年度 第3回佐久大学看護学部・人間福祉学部 合同教授会議事概要(抄本)
- ・令和3年度 学校法人佐久学園 理事会議事録(6月)
- ・佐久大学学則変更について(届出)

佐久大学

改善報告書

令和5年7月28日

1. 大学名：佐久大学

2. 認証評価実施年度：令和2年度

3. 「改善を要する点」の内容

基準項目：6-3

学生の懲戒の手続きを学長が適切に定めること及び学則の改廃に関する手続きに問題があり、内部質保証の機能が十分ではないため、改善が必要である。

4. 改善状況及び結果

基準項目6-3について

改善報告書の基準項目4-1及び5-2の「改善状況及び結果」に記載のとおり、現在は規定を遵守し改善に努めている。また、令和3年度に「佐久大学自己点検・評価に関する規程」を改正し、内部質保証システムの再構築を図るため、自己点検・評価委員会の下に、学部別、機能別、部門・領域別に各委員会を設置し、自己点検・評価活動を網羅的に検証し、大学の質的水準の向上とその質保証に努めている。

5. エビデンス（根拠資料）一覧

基準項目6-3の資料

- ・佐久大学自己点検・評価に関する規程
- ・佐久大学内部質保証の方針
- ・佐久大学学生懲戒規程（令和4年4月1日施行）
【改善報告書 基準項目4-1 資料同】
- ・2021年度 第7回佐久大学看護学部・人間福祉学部 合同教授会 議事概要(抄本)
【改善報告書 基準項目4-1 資料同】
- ・2021年度 第8回佐久大学看護学部・人間福祉学部 合同教授会 議事概要(抄本)
【改善報告書 基準項目4-1 資料同】
- ・2022年度 佐久大学学生便覧
【改善報告書 基準項目4-1 資料同】
- ・2021年度 第3回佐久大学看護学部・人間福祉学部 合同教授会議事概要(抄本)
【改善報告書 基準項目5-2 資料同】
- ・令和3年度 学校法人佐久学園 理事会議事録(6月)
【改善報告書 基準項目5-2 資料同】
- ・佐久大学学則変更について(届出)
【改善報告書 基準項目5-2 資料同】